

「特定廃棄物の埋立処分場所に係る外周仕切設備の要件」の概要

以下「廃棄物処理法」とは、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」(昭和45年法律第137号)をいう。

以下「規則」とは、「平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法施行規則」(平成23年環境省令第33号)をいう。

以下において使用する用語は、規則において使用する用語の例による。

1 概要

規則第26条第1項第1号二において、事故由来放射性物質の濃度が10万Bq/kgを超える特定廃棄物の埋立処分に当たっては、環境大臣が定める要件を備えた外周仕切設備が設けられ、かつ、公共の水域及び地下水と遮断されている場所で行うことが規定されている。

本要件について、以下2のとおり考え方を整理し、以下3のとおり要件を設定することとしたい。

2 外周仕切設備の要件の考え方

(1) 廃棄物処理法における遮断型最終処分場の外周仕切設備の基準(「一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令」の規定)に準じたものとする。

(2) 放射線障害防止のために必要な放射線の遮蔽の効力を有することとする。

原子力安全委員会の考え方¹において、処理等に伴い周辺住民の受ける年間追加被ばく線量が1mSvを超えないようにすること、また、管理期間終了後の周辺公衆の年間追加被ばく線量が10μSv以下であることとされている。

なお、これらの被ばく線量については、今回定める外周仕切設備に係る要件のみではなく、埋立終了時の覆土等法に基づく各基準を満たすことにより、総合的に担保するものである。

¹東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故の影響を受けた廃棄物の処理処分等に関する安全確保の当面の考え方について

(平成23年6月3日 原子力安全委員会)

(3) 長期的な安全性の確保に配慮する。

具体的には、目視等により処分場の損壊の有無を点検することを基本とするが、埋立終了後に施設の安全性を確認した上でベントナイト混合土を目視のための管理点検廊に充填した場合等、長期的に安全が確保できる措置を講じた場合にはこの限りではないこととする。

3 特定廃棄物の埋立処分の場所に係る外周仕切設備の要件案

ア 一軸圧縮強度が 25N/mm^2 以上²で、水密性を有する鉄筋コンクリートで造られ、かつ、その厚さが35センチメートル以上であること又はこれと同等以上の遮断の効力を有すること。

²JIS A1108（コンクリートの圧縮強度試験方法）により測定

イ 自重、土圧、水圧、波力、地震力等に対して構造耐力上安全であること。

ウ 埋め立てた特定廃棄物と接する面が遮水の効力及び腐食防止の効力を有する材料で十分に覆われていること。

エ 地表水、地下水及び土壌の性状に応じた有効な腐食防止のための措置が講じられていること。

オ 目視等により損壊の有無を点検できる構造であること。ただし、長期的に安全が確保できる措置を講じた場合には、この限りではない。

カ 放射線障害防止のために必要な放射線の遮蔽の効力を有すること。

4 今後の予定

平成25年3月中を目処に公布し、同日適用する予定。